

○個人情報保護委員会規則第四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（個人情報保護委員会への報告）</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法）</p> <p>（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認め</p>	<p>（個人情報保護委員会への報告）</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 法第百四十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法）</p> <p>（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認め</p>

られる個人情報の保護に関する制度を有している外国)

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されいると認めらるるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 4 「略」

(第三者提供に係る記録事項)

られる個人情報の保護に関する制度を有している外国)

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されいると認めらるるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 4 「同上」

(第三者提供に係る記録事項)

第二十条 「略」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第二十四条 「略」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 四 「略」

第二十条 「同上」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十九条第一項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第二十四条 「同上」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 四 「同上」

五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

（令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）
第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項

二 「略」

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

〔新設〕

（令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）
第五十条 令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法律又は命令の条項

二 「同上」

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条 令第二十六条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 「略」

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第一百一十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 「略」

(提案の方法等)

第五十四条 法第一百二十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 「略」

3 法第一百二十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第一百二十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一〜四 「略」

5 「略」

6 法第一百二十二条第三項第一号(法第一百八条第二項で準用する場合を含む。)の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第一百二十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又

第五十二条 令第二十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 「同上」

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第九十条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 「同上」

(提案の方法等)

第五十四条 法第一百十条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 「同上」

3 法第一百十条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第一百十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一〜四 「同上」

5 「同上」

6 法第一百十条第三項第一号(法第一百十六条第二項で準用する場合を含む。)の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第一百十条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又は

はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)

第五十六条 法第百十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)

第五十七条 法第百十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第五十八条 法第百十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務

これらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第五十五条 法第百十一条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)

第五十六条 法第百十二条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)

第五十七条 法第百十二条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第五十八条 法第百十二条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務

又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第五十九条 法第百十四條第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十五條(法第百十八條第二項)で準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 「略」

2 法第百十四條第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四 「略」

3 法第百十四條第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

(行政機関への手数料の納付の方法)

第六十條 令第三十一條第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一條第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方

又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第五十九条 法第百十二條第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十三條(法第百十六條第二項)で準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 「同上」

2 法第百十二條第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四 「同上」

3 法第百十二條第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

(行政機関への手数料の納付の方法)

第六十條 令第二十九條第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第二十九條第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方

法を指定することができる。

一 「略」

二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条 法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 「略」

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第六十四条 第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条

法を指定することができる。

一 「同上」

二 令第二十九条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条 法第百十三条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条 法第百十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 「同上」

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条 法第百十五条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第六十四条 第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条

までの規定は、法第十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法第二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一〇三 [略]

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一〇三 [略]

(法第六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

までの規定は、法百十六条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法百十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一〇三 [同上]

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法百二十一条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法百二十一条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法百二十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一〇三 [同上]

(法百五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

第六十八条 法第六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十三条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二 法第四十八条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三 法第四十八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十四条の規定による命令又は法第五十五条第一項の規定による取消し 当該不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(条例を定めたときの届出)

第七十条 法第六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

別記様式第二（第十一条第二項関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

第六十八条 法第五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二 法第四十五条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三 法第四十五条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十一条の規定による命令又は法第五十二条第一項の規定による取消し 当該不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

〔新設〕

別記様式第二（第十一条第二項関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 附則第9条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. ～ 5. [略]

記載要領

1. ～ 4. [略]

5. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

6. 1. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先(電話番号及びE-mailアドレス)を記載すること。

7. ～ 10. [略]

別記様式第三(第十一条第二項関係)

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号) 附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 附則第7条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. ～ 5. [同左]

記載要領

1. ～ 4. [同左]

5. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

6. ～ 9. [同左]

別記様式第三(第十一条第二項関係)

届出日	年 月 日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. ～ 5. [略]

記載要領

1. ～ 2. [略]

3. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

4. 1. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先（電話番号及びE-mailアドレス）を記載すること。

5. ～ 7. [略]

別記様式第四（第十一条第三項関係）

委 任 状

代理人所在地又は住所
代理人名称又は氏名
代理人連絡先（部署名）

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. ～ 5. [同左]

記載要領

1. ～ 2. [同左]

3. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

4. ～ 6. [同左]

別記様式第四（第十一条第三項関係）

委 任 状

代理人所在地又は住所
代理人名称又は氏名
代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 附則第9条第3項)の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日
委任者所在地又は住所
委任者名称又は氏名
委任者連絡先(部署名)

別記様式第六(第四十四条第三項関係)

受付日	年	月	日
受付番号			

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 附則第7条第3項)の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日
委任者所在地又は住所
委任者名称又は氏名
委任者連絡先(部署名)

別記様式第六(第四十四条第三項関係)

受付日	年	月	日
受付番号			

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

1. [略]
2. [略]

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日： [略]

発覚日： [略]

発生事案： [略]

発見者： [略]

規則第43条各号該当性： 第1号 (要配慮個人情報)

第2号 (財産的被害)

第3号 (不正の目的)

第4号 (百人超)

第5号 (条例要配慮個人情報)

非該当 (上記に該当しない場合の報告)

合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

[略]

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の

有無：

[略]

事実経過：

[略]

(2) ～ (9) [略]

記載要領

1. [同左]
2. [同左]

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日： [同左]

発覚日： [同左]

発生事案： [同左]

発見者： [同左]

規則第43条各号該当性： 第1号 (要配慮個人情報)

第2号 (財産的被害)

第3号 (不正の目的)

第4号 (百人超)

非該当 (上記に該当しない場合の報告)

合の報告)

合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

[同左]

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の

有無：

[同左]

事実経過：

[同左]

(2) ～ (9) [同左]

記載要領

〔略〕

別記様式第七（第五十四条第一項関係）

行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の

団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の

団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

〔同左〕

別記様式第七（第五十四条第一項関係）

行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の

団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の

団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. ～6. [略]

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)等において公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第110条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. ～6. [同左]

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)等において公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. ～7. [略]

別記様式第八（第五十四条第六項関係）

誓 約 書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体
にあつては、名称
及び代表者の氏名
を記載すること。
）

第112条第3項
個人情報の保護に関する法律
第118条第2項において準用する第112

条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第113条各号に該
当しないことを誓約します。

2. ～7. [同左]

別記様式第八（第五十四条第六項関係）

誓 約 書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体
にあつては、名称
及び代表者の氏名
を記載すること。
）

第110条第3項
個人情報の保護に関する法律
第116条第2項において準用する第110

条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第111条各号に該
当しないことを誓約します。

記載要領
[略]

別記様式第九 (第五十九条第一項関係)

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供し
て行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律
第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2
項の規定により、以下の事項を通知します。

1. ～4. [略]

記載要領
[同左]

別記様式第九 (第五十九条第一項関係)

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供し
て行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律
第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2
項の規定により、以下の事項を通知します。

1. ～4. [同左]

注 [略]

別記様式第十 (第五十九条第一項関係)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

(第一面 (行政機関に対して申し込む場合))

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団

体にあつては、本店又は主たる事務所
の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団

体にあつては、名称及び代表者の氏
名を記載すること。)

注 [同左]

別記様式第十 (第五十九条第一項関係)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

(第一面 (行政機関に対して申し込む場合))

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団

体にあつては、本店又は主たる事務所
の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団

体にあつては、名称及び代表者の氏
名を記載すること。)

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年月日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

個人情報の保護に関する法律
第115条
第118条第2項で準用する第115条

の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. ～3. [略]

(第二面 (行政機関に対して申し込む場合))
[略]

別記様式第十一 (第五十九条第三項関係)

第 号
年 月 日

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年月日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

個人情報の保護に関する法律
第113条
第116条第2項で準用する第113条

の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. ～3. [同左]

(第二面 (行政機関に対して申し込む場合))
[同左]

別記様式第十一 (第五十九条第三項関係)

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること

審査結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること

と。

2. [略]

別記様式第十二（第六十四条において読み替えて準用する第五十四条
第一項関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う
事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体に
あつては、本店又は主
たる事務所の所在地を
記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名を記載する
こと。)

と。

2. [同左]

別記様式第十二（第六十四条において読み替えて準用する第五十四条
第一項関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う
事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体に
あつては、本店又は主
たる事務所の所在地を
記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名を記載する
こと。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律

第118条第1項前段
第118条第1項後段の規定により、

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業 (又は事業の変更) に関する提案をします。

1. ～ 4. [略]

記載要領

1. [略]
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。)
) 第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。

3. [略]

4. [略]

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律

第116条第1項前段
第116条第1項後段の規定により、

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業 (又は事業の変更) に関する提案をします。

1. ～ 4. [同左]

記載要領

1. [同左]
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。)
) 第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。

3. [同左]

4. [同左]

5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. [略]

別記様式第十三（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. ～ 4. [略]

5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. [同左]

別記様式第十三（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. ～ 4. [同左]

注	[略]	別記様式第十四 (第六十四条において読み替えて準用する第五十九条	第三項関係)	第 号 年 月 日	審 査 結 果 通 知 書	(提案者) 様	行政機関の長等	年 月 日付け 「作成された行政機関等匿名加工情報	をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。
注	[同左]	別記様式第十四 (第六十四条において読み替えて準用する第五十九条	第三項関係)	第 号 年 月 日	審 査 結 果 通 知 書	(提案者) 様	行政機関の長等 印	年 月 日付け 「作成された行政機関等匿名加工情報	をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. [略]

別記様式第十五 (第七十条関係)

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

(個人情報の保護に関する法律第167条第1項・デジタル社会の形

(提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. [同左]

[新設]

成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
附則第8条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出団体の名称

代表者名

1. 団体の概要

団体区分	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 一部事務 組合等
都道府県名	
市区町村名	
担当部署	
担当者	
連絡先	
メールアドレス	

2. 届出内容

届出区分	1. 制定 2. 改正 3. 廃止
条例名	
公布年月日	年 月 日
施行年月日	年 月 日
根拠規定	個人情報該当条項 条例該当条項

条例要配慮個人情報	第60条第5項	
個人情報取扱事務登録簿等	第75条第5項	
不開示情報	第78条第2項	
開示請求手数料	第89条第2項	
行政不服審査法第4条特例	第107条第2項	
開示請求等の手続	第108条	
行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料	第119条第3項	
作成された行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料	第119条第4項	
審議会等	第129条	
その他	上記以外	

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 1. の「団体区分」が「1. 都道府県」に該当する場合には、1. の「市区町村名」は記載しないこと。
4. 1. の「連絡先」には、代表電話番号ではなく、当該担当者の直通電話番号を記載すること。
5. 2. の「条例該当条項」には、「個人情報該当条項」に記載する個人情報の保護に関する法律の規定に基づいて規定した条例の該当する条項を記載すること。また、条例の規定が「個人情報該当条項」に記載する個別の規定に基づかない場合には、「その他」の欄に記載すること。
6. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載は注記しめる。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法)

第二条 この規則による改正後の個人情報情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。

（整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法）

第三条 新規則第十一条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による届出について準用する。

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第四条 特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により新個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第五条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第六条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第七条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行ってしているものについては、新規則第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第八条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。